

現行環境基本計画	次期環境基本計画の基本的構成（案）	修正理由
<b>計画編</b>		
第1章 計画見直しの基本的事項 1 見直しの背景（計画期間） 2 見直しの視点（位置付け） 3 現行の体系及び見直しの対象範囲	第1章 環境基本計画の基本的事項について 1 計画策定の背景 2 計画策定の基本的な考え方（目的） 3 計画の位置付け 4 計画期間 5 構成	現行環境基本計画の取組みの成果や近年の環境に係わる動向を「計画策定の背景」としを追加する。 体系・構成の見直し内容について「計画策定の基本的な考え方」とする。 計画の位置づけについて、春日井市の環境に関する計画の中で最も上位の計画であり、個別計画における施策の方向性を示す。
第2章 めざすべき環境の姿 1 環境像 2 環境目標	第2章 めざすべき環境の姿 1 環境像 2 環境目標	計画策定後の進行管理や計画の評価を念頭に置き、市民にもわかりやすい体系とする。
第3章 数値目標	第3章 施策の展開 1 環境目標1 環境学習・パートナーシップ 2 環境目標2 低炭素社会 3 環境目標3 自然環境 4 環境目標4 循環型社会 5 環境目標5 都市環境・生活環境	現行環境基本計画の第3章から第5章を統合する。 また、環境目標ごとに、数値目標を設定し、実施主体（市民・事業者・行政）が協働しながら取り組む環境目標に基づく施策で構成する。
第4章 具体的取組み 1 住みたい、楽しい美しい、歩きたくなるまち・春日井 2 豊かな自然と人が共存し、歴史・文化を育むまち・春日井 3 美しい地球を守る、地域の仕組みがいきづくまち・春日井 4 ネットワークを活用し、環境市民が育つまち・春日井市		
第5章 主体別環境配慮指針 1 市民の環境配慮 2 事業者の環境配慮		
第6章 重点的取組み	(見直し時に検討)	現行環境基本計画における「重点的取組み」を、次期環境基本計画の新たな「環境目標」と一体として整理するため、策定段階では示さない。
第7章 地域別環境配慮指針 1 自然をいかした土地利用のための地域別配慮 2 自動車利用を抑制するための地域別配慮 3 自然資源を保全するための地域別配慮	(関連計画や個別計画を活用)	関連計画や個別計画（緑の基本計画、都市計画マスタープラン等）で既に地域別に施策が検討されており、それら計画を活用する。
	第4章 生物多様性地域戦略	生態系の保全及び緑の保全と創出に関する基本的な計画である生物多様性地域戦略（生物多様性基本法第13条）を策定する。
第8章 計画推進 1 推進体制 2 進行管理	第5章 計画推進 1 推進体制 2 進行管理	「環境まちづくりパートナーシップ会議」を中心とする市民・事業者と行政などが連携した推進体制を継続し、現行のPDCAサイクルにより進行管理する。